

岩手県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年11月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
川原薬局	大船渡市大船渡町字茶屋前79番地2	平成24年9月4日
ありすみ内科クリニック	胆沢郡金ヶ崎町西根町裏66番地	平成24年9月30日
留理歯科医院	下閉伊郡山田町境田町6番3号	〃
はなぞの調剤薬局	北上市花園町一丁目1番35号	〃